

平成29年12月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第64号議案 古賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、古賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を条例で定めるに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員は、資格・経験等を問うことはなく、その業務は、担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進が主な事業で、地域農業に精通した人がふさわしいとのこと。
2. 能率給の審査は、農地の最適化推進に係る活動の実績と、成果の実績に基づき県に報告し、国が評価するとのこと。
3. 農地利用最適化推進委員は、会議には出席するが議決権はないとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第66号議案 古賀市下水道条例及び古賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、本市の公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定を行うため、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 中期試算を見据えて、平成31年度から33年度における使用料で賄うべき経費を、どう賄っていくのかということをベースとし、約7.7%の使用料の改定（値上げ）を行うとのこと。
2. 現行使用料における平成31年度の使用料の不足額は、8,200万円程度とのこと。
3. 起債償還金の使用料算定期間(平成31年度から33年度)の3年間の合計金額は、24億2,679万円を見込んでいるとのこと。
4. 平成31年度から33年度のインフラ更新費用は、合計14億8,358万8,000円とのこと。
5. 下水道への接続について、供用開始から3年を超えた未接続世帯に対して接続を促す対応は行っていないとのこと。
6. 平成28年度決算で汚水処理原価が186.5円、使用料単価が167円となっており、平成31年度から33年度の使用料で賄うべき、回収すべき必要経費は、合計で28億9,054万7,000円になり、答申を尊重し維持管理費の100%回収と資本費の98.8%回収として改定後の使用料収入を28億6,132万円と見込んでいるとのこと。

【意見】

(反対意見)

- ・ 小口利用者世帯への十分な配慮が行われていないと思われること、今後、値上げが繰り返されるのではないかという危惧があり、質疑の結果、対策は十分講じられていないと判断した。また、平成31年4月の公営企業会計導入に合わせて、慎重に検討しても遅くはないという視点から今回の料金改定については反対。

(賛成意見)

- ・ 国保税のような、急激な使用料の増額につながるという懸念もあり、今回は企業努力をし、経費の削減に努め、やむを得ない思いで賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第67号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地区整備計画区域を変更したこと等に伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第68号議案 古賀市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例及び古賀市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 緑地面積の緩和が適用される、第3条の区域の中の市街化調整区域とは、玄望園地区を指しているとのこと。
2. 2億円以上の投資があった、固定資産税、課税等の優遇措置の対象である、同意集積区域という従来の呼び方を、工場立地特例対象区域に改めるとのこと。
(工場団地、古賀物流団地、JR古賀駅周辺の企業立地済みの工業地域、それに玄望園を加えたもの)

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第75号議案 市道路線の認定について

本案は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 庄68号線 起点(今の庄三丁目691-17番地先)から終点(今の庄三丁目683-6番地先)までの延長101.25m、幅員6.49m、面積656.76㎡
2. 花見153号線 起点(花見東一丁目1864-49番地先)から終点(花見東一丁目1864-45番地先)までの延長361.20m、幅員6.05m、面積2,185.23㎡

3. 花見154号線 起点（花見東一丁目1864-82番地先）から終点（花見東一丁目1864-99番地先）までの延長102.15m、幅員6.23m、面積636.81㎡
4. 花見155号線 起点（花見東一丁目1864-68番地先）から終点（花見東一丁目1864-65番地先）までの延長22.00m、幅員11.45m、面積251.90㎡
5. 新住宅地の新設道路とのこと。
6. 委員全員で現地確認を行った。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第76号議案 市道路線の廃止について

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 筵内76号線 起点（筵内字湯釜1989-12番地先）から終点（筵内字田倉2552番地先）までの延長399.50m、幅員5.43m、面積2,167.42㎡
2. 筵内77号線 起点（筵内字田倉2572番地先）から終点（筵内字田倉2582番地先）までの延長381.14m、幅員5.05m、面積1,923.83㎡
3. 筵内78号線 起点（筵内字田倉2574-2番地先）から終点（筵内字田倉2584番地先）までの延長364.17m、幅員3.02m、面積1,099.48㎡
4. 筵内79号線 起点（筵内字田倉2612番地先）から終点（筵内字湯ノ裏2006-1番地先）までの延長1,417.98m、幅員5.74m、面積8,143.80㎡
5. 玄望園地区開発に伴い廃止されるものとのこと。
6. 委員全員で現地確認を行った。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。